

物品購入等一般競争入札心得（郵便入札）

高知県会計管理局総務事務センター

（目的）

第1条 物品の購入及び製造等の一般競争入札について、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施するものとし、その取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

（入札参加者の資格）

第2条 一般競争入札に参加できる者は、当該物品の購入等の入札参加資格者として確認された者とする。

また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者とする。

（入札保証金）

第3条 入札参加者は、入札執行前に規則第9条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第10条の規定により免除された場合は、この限りではない。

（入札の方法等）

第4条 入札者は、仕様書、設計書、図面その他入札毎に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札者は入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、封筒に入れて封かんし、書留郵便により指定する期日までに到達するように郵送しなければならない。ただし、入札書の押印を省略する場合は、押印は不要とする。また、郵送が困難な場合等においては持参を認めるものとする。

なお、押印の有無にかかわらず、電子メール及びファックスによる入札はできない。

3 なお、第14条に規定する再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書を別々の封筒に入れて封かんし、封筒の封皮には各々前記必要事項のほか「初度入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。

（入札の基本的事項）

第5条 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108（110）分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

2 入札書の金額は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。

3 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。

4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書

の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。なお、入札書の押印を省略する場合は、会社印、代表者印の押印は不要とする。

- 5 到達した入札書は、取替え又は訂正をすることができない。
- 6 入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、押印を省略した入札書の訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。
- 7 次の場合には、入札は行わない。
 - (1) 一般競争入札において、当該公告における入札参加資格要件を満たす申請者がないとき
 - (2) 入札参加者が1者もいなくなったとき

(公正な入札の確保)

第6条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

(入札の辞退)

第8条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。

- 2 入札者が入札を辞退するときは口頭又は文書によるものとする。
- 3 入札を辞退した者はこれを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

(開札)

第9条 開札は公告に記載した開札日時及び場所において行うものとする。

(無効の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 入札参加者の記名及び押印を欠く入札書。ただし、押印を省略した入札書にあっては、入札書に責任者及び担当者の氏名、連絡先（電話番号）の明記がされていない入札
- (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
- (3) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書、金額を絵取った入札及び不鮮明な入札書
- (4) 入札保証金を納付しているが、当該保証金が所定の額に達していない入札書
- (5) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札
- (6) 公告で指定した期日までに到達しない入札書
- (7) 押印を省略した入札書においては、開札時に電話で入札への参加意思が確認できなかった入札

(8) その他、入札の諸条件に違反した入札書

(失格の入札)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第 3 条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）のした入札
- (3) 明らかに談合によると認められる入札

(落札者の決定方法)

第 12 条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(同額等の入札者が 2 者以上ある場合の落札者の決定方法)

第 13 条 落札となるべき同額の入札をした者が、2 者以上あるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(再度入札等)

第 14 条 開札の結果落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札は、2 回（初度入札を含め 3 回）まで行う。

3 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 入札を辞退した者
- (2) 入札辞退として取り扱われた者
- (3) 入札の結果失格となった者

4 再度入札によっても落札となるべき入札がないときは、最低価格者から順次随意契約の折衝を行うことがある。

(契約保証金)

第 15 条 落札者は、契約の締結に際し、規則第 39 条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第 40 条の規定により免除された場合又は規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

2 落札者は、契約保証金の免除（規則第 40 条第 6 号による場合を除く。）又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

(契約書の提出)

第 16 条 落札者は、落札後において交付された契約書の案に記名、押印し、契約担当機関に提出しなければならない。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うものとする。

(議会議決案件の契約の確定)

第 17 条 高知県議会の議決が必要な契約においては落札者といったん附帯条件付の仮契約を締結し、高知県財産条例(昭和 39 年高知県条例第 37 号)の規定により高知県議会の議決を経た後に知事が効力発生通知を行うことにより、本契約として確定する。

(異議の申立て)

第 18 条 入札者は、入札後この心得、仕様書、設計書、図面その他入札毎にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(入札結果の通知)

第 19 条 落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡し、入札結果は入札記録に取りまとめて総務事務センター窓口において公表する。

附 則

(施行期日等)

この心得は、令和 2 年 4 月 20 日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、令和 4 年 6 月 9 日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、令和 4 年 8 月 2 日から施行する。